

パブリックコメントに寄せられたご意見への回答

No	応募意見	対応
1	<p>「人権尊重のまちづくり」で描くまちを明文化してください。</p>	<p>次の前文を挿入します。</p> <p>『波穏やかな海に映える「舟屋」の町並みと、古より語り継がれてきた「浦嶋伝承」に象徴される、豊かな歴史と文化を守り抜いてきた私たちの町、それが伊根町（以下「町」という。）である。この風土の中で、私たちは互いを慈しみ、世代を超えて支え合う温かな地域社会を育んできた。</p> <p>日本国憲法では「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」とし、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」として保障しており、私たちは、町民一人ひとりがこの普遍的な権利を享受するとともに、自分らしく心豊かに暮らせる社会を次の世代へと引き継いでいかなければならない。</p> <p>私たちは、この認識の下、今日まで人権尊重のまちづくりを推進し人権尊重の理念を広く町民に普及させるために、関係機関と連携しながら取組を進めてきた。</p> <p>私たちは、差別が人間の尊厳を深く傷つけるものであることを認識し、いかなる差別も許さないという決意のもと、互いの多様性を「地域の力」として受け入れる寛容な心を育んでいかなければならない。</p> <p>私たちは、この認識の下、町民一人ひとりの尊厳と人権の大切さを理解、共有するとともに、互いの個性を尊重し合い、つながり合い、支え合うことができる地域社会、安心して暮らし続けられる「人権尊重のまちづくり」を推進することを決意し、この条例を制定する。』</p>
2	<p>町が条例(案)制定を発案するまでの経過を具体的に書いてください。</p>	<p>条例の構成上、経過を記載しなくとも、制定の趣旨や町としての方向性を示すことで、前文としての役割は果たせるものと考えています。</p>
3	<p>第4条、町民の責務について、「意識の高揚に努めなければならない」とある。意識は内面に關わることであるが、強い義務感を持って強制されるとの受け止め方をされる懸念がある。</p>	<p>「努めなければならない」を「努めるものとする」に修正します。</p>